

事業名		かわまちづくり支援制度	26
根拠法令等		河川法	
制度の概要	目的	河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下で立案された実現性の高い水辺の整備・利用に係る「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度	
	対象箇所	指定区間内の一級河川	
	内容	市町村及び民間事業者等が河川管理者と共同で以下の内容を定めた「かわまちづくり計画」を作成し、国へ登録申請を行う。 (1) 水辺とまちづくりに関する基本方針 (2) 支援事業の内容（ソフト施策、ハード施策） (3) その他特筆すべき事項 河川管理者は「かわまちづくり計画」に基づき、河川管理施設の整備のハード施策や「かわまちづくり」の実現に向けたソフト施策を行う。	
担当課 及び 連絡先		河川課 川づくり係 027-226-3626	
実績		平成30年度 みなかみ町かわまちづくり(利根川) <参考> 国土交通省管理河川 2地区 (利根川利根大堰上流地区(千代田町)、烏川高松地区(高崎市))	

事業名		水辺の楽校プロジェクト	27
根拠法令等		河川法	
制度の概要	目的	子どもが安全に水辺に近づけ、環境学習や地域交流などの活動を、市民団体や河川管理者、教育関係者などが一体となって推進するために必要な、親水護岸などのハード整備を河川管理者が行い取組を支援するもの。	
	対象箇所	指定区間内の一級河川	
	内容	市町村等の要望に基づき水辺に近づきやすく、水とふれあえる学びの場や遊びの場となるよう堤防の緩傾斜化やワンド遊歩道を整備 ○県（河川管理者）は、堤防・護岸等河川管理施設の整備 ○市町村等は、水辺に親しむための施設の整備や利用にかかる日常管理	
担当課及び連絡先		河川課 川づくり係 027-226-3626	
実績		平成20年度 牛池川、桜川 平成21～28年度 桜川	